

I. 船員福祉に関する調査

I-1. 船員余暇センターの提唱

目 次

A. 船員余暇政策の必要性	1
B. 船員余暇センターの目的	2
C. 船員余暇センターの事業(1)	5
D. 船員余暇センターの事業(2)	14
E. 船員余暇センターの設置	19

A 船員余暇政策の必要性

船員特殊的な余暇政策が、なぜ必要であるかは、長期休暇体制からみて、ほんあきらかとなっているとかんがえるが、総括的に整理しておこう。その場合、一般的で国民的な余暇環境としてではなく、船員特殊的な余暇環境の整備としうちだされなければならない理由について、焦点をあててのべることとしたい。

第1に、なによりも、船員が現在、長期休暇体制にはいっていることである。その休暇日数は、1974年度においては年間約90日という長さである。この船員の休暇日数は、陸上労働者にくらべて圧倒的に長いだけではなく、今までの時間短縮や休暇改善のすう勢からいって、陸上労働者がとうてい10年かかるても追いつくことができそうにもない水準にある。ここに、船員の長期休暇生活にたいして、船員特殊的な余暇環境の整備を必要とする理由があり、またその整備を急がなければならない理由がある。

第2に、船員が長期休暇体制にはいっているもとで、船員は余暇生活を充実させるために、

教養・文化・スポーツ、レクリエーションにかかる多様な要求をもちはじめている。それら余暇要求は、今後、長期休暇体制が定着していくなかで、ますます強まっていくだろう。ここに、船員の余暇要求にそくした船員特殊的な余暇環境の整備が必要である理由がある。

第3に、船員は長年わたって短期休暇体制のもとにおかれ、一般国民にくらべて、家庭、教養・文化・スポーツ、レクリエーションから疎外されてきた。最近ようやく長期休暇体制にはいったことによって、船員は余暇生活の疎外状況を克服しうる条件があたえられた。しかし、船員の余暇生活の疎外状況が長い歴史をもつていて、その克服は船員の個人的な努力だけでもってしては、それほど容易ではない。その個人的な努力を促進しその克服を容易にするため、特別の余暇施策が必要である。ここに、一般的な意味ばかりでなく、船員特殊的な余暇環境の整備を必要とする理由がある。

第4に、船員は長期休暇体制にはいったとはいえ、その支配的な余暇生活は乗船中の生活にある。そこでは、いろいろな余暇施策がとられたとしても余暇環境としては不完全であり、したがって船員の乗船中の余暇活動はひじょうに制約されたものにならざるをえない。そのため、乗船中に真の意味で休日でなかった休日を補償休暇制度がとられており、休暇日数が長いといつても、そのうち代償休暇が約70%をしめているのである。このように、船員であることによつて必然的におきる余暇活動の疎外状況を、つねに回復・緩和するような余暇施策がないかぎ

り、船員の余暇活動は円満なものとはなりえないと。ここに、船員特殊的な余暇環境の整備を必要とする理由がある。

第5に、船員は船員であるとともに、停泊中は港湾利用者であり、休暇中は地域住民であり、一般国民と同様な余暇生活者である。一般国民としての余暇環境は、きわめて劣悪であり、いまやレジャー産業の進出によってかくらんされ、長期休暇体制と不均衡な状態にある。こうした余暇環境は、船員が長期休暇を有意義にすごすにあたって、まったく不充分である。現在、地方自治体、公共団体あるいは営利団体によって、いろいろな余暇施策がおこなわれているが、船員の余暇要求にからずしもそっておらず、それほど利用しやすくはない。こうした地域社会における余暇環境の未整備と船員の長期休暇体制のギアップに、船員特殊な余暇環境の整備を必要とする理由がある。

B 船員余暇センターの目的

1. 余暇活動の機能

フランスのデュマズディエ氏は、その著書『余暇文明へ向って』（1972.6. 東京創元社）において、「余暇は何よりもまず自由であり、楽しみである」とのべ、それは「休息、気晴し、自己開発」の三つの機能にわけられるとしている。

現代社会において、労働は個人の欲求ではなく、そこには自由がないことは、否定しようもない。それに反して、余暇は個人の欲求であつて、そこには自由があるとする見方がある。たしかに、余暇は労働のように強制、規制、管理がないことは、自由である。しかし、余暇は「他人のための労働」の条件をつくりだしてい

るかぎり、けっして「自分のための余暇」ではないし、その余暇条件は労働者の要求と闘いがなければえられないし、また余暇には政府や企業の政策・管理がしおこんでいる。こうした余暇の社会的な機構のなかでは、労働者の余暇はけっして自由ではない。したがって、余暇における自由とは、せいぜい余暇活動にあたっての主観的な選択の自由があるというにすぎず、広い意味での労働疎外からの自由ではない。したがって、余暇において無条件に自由があるという観点で、余暇をみるとことはゆるされない。

労働者にとっての余暇は、労働疎外からの解放であり、「半自由」であったとしてもきわめて重要で偉大な意味をもっていることもあきらかである。労働者は、客観的に制限された「自由」のもとであっても、余暇においてはじめて、いちおうとはい、個人の肉体的・精神的な諸欲求を充足し、こうした諸能力を向上させ、さらに社会的な諸活動をおこなえる機会である。こうした機会とその拡大は、天からあたえられるわけではなく、労働者みずからが労働組合運動、地域住民活動、それらをふくめた広い意味での社会運動に参加し、その成果としてあたえられるものである。このように、現代社会における労働者にとっての余暇は、すぐれて社会的な意味をもっているといえる。

こうした余暇の社会的な意味を前提にして、デュマズディエ氏の見解をみると、それは余暇活動の機能を説明するものとして役立つであろう。しかし、同氏がいうように余暇は「自由であり、楽しみである」ことでなければならないし、こうした機能をもたねばならない。だが、余暇の内容がつねにそうであるとしてしまうわけにはいかず、そこには一定の苦しみもあ

れば、社会的な規律もある。また、同氏の「気晴し」の説明には、労働からの単なる逃避として、麻薬的な機能だけに期待するかたむきがある。

そこでえて、現代社会における労働者の余暇活動の機能を簡単にのべるとすれば、その社会機構のなかで社会的な個人が客観的には「他人のための労働」の条件をつくるためにあるが、主体的には、(1)労働によって消費した肉体的・精神的能力を回復させ、(2)それによって一面化された人間的諸能力を補修し、その全面的発達をめざし、(3)その完全な回復と全面的な発達に必要な条件をつくる社会運動をおこなうためにあるということができる。要するに、現代社会の機構のなかで、余暇活動は人間的諸能力の全面的発達とその発揮をめざしておこなう活動という機能をもっている。なお、これら機能は、ある余暇活動をとりあげれば、一つの機能が強調されるかもしれないが、余暇活動が人間的諸能力と社会機構に関連しているかぎり統一的に連系しあっていることに注意しておく必要がある。

2. 船員余暇センターの目的

まず、広義の目的は、いうまでもなく、余暇活動は船員個人あるいはその集団が自主的な活動としておこなわれることを原則とするのであるから、船員余暇センターはその自主性をそこなうことなく、船員の個人的、集団的な余暇活動が、船員の余暇要求にしたがって豊かなものとなるよう、それらを援助・促進することにあるといえる。そして、船員の余暇活動が眞の意味で創造的で自主的な活動となるように、船員にその契機（きっかけ）をあたえるためにある。ひらくいえば、船員の余暇活動のために、余

暇環境を整備することに腐心することを唯一の目的とし、それを通じて余暇活動をけっして干渉しないことを戒律とするということである。

つぎに、狭義の目的にふれることになるが、そのまえにいくつか注意すべきことがある。第1に、船員余暇センターは、すべての余暇活動の機能にわたって船員の余暇要求を充足させるような余暇環境ではないし、またそりなりえない。しかし、第2に、船員余暇センターは、余暇活動の機能の統一性からいって、ある機能だけに対応するような余暇環境であることはできない。したがって、船員余暇センターはすべての余暇活動の機能を網羅的に対応するとしても、それらに部分的に寄与する余暇環境であるということである。第3に、そうとはいって、船員余暇センターは船員の余暇活動が特殊に困難な状況におかれまた地域社会の余暇環境が未整備であるとき、船員の余暇要求にもとづきながら、特定の余暇活動の機能に対応した余暇環境でなければならない。第4に、船員余暇センターは特殊産業的な施設ではあるが、地域社会の余暇環境であるほかはなく、地域住民との協調をすすめなければならない。なお、地域社会における余暇環境が船員にとって十分に整備されるならば、船員余暇センターがもつ特殊な使命は達成されることとなる。

船員余暇センターの狭義の目的は、(1)船員の体力づくり、(2)一般的な知識・教養の吸収、(3)技術工学的な知識の吸収、(4)趣味・娯楽の知識・技術の習得、(5)集団的な余暇活動の援助、(6)広範な余暇情報の提供としてつぎのようにまとめられよう。

(1) 船員は乗船中いろいろな努力を払っているとはいえ、非常に運動不足におちいっている

ことはあきらかであり、その運動不足を解消する必要がある。また、船員、そのなかでも中高年船員は、乗船中の運動不足や体力低下をあらかじめ予想して、休暇中に通院治療や体力づくりに努力している。しかし、それらにあたっての余暇環境は地域社会において不足している。こうした状況のもとで、船員余暇センターは、船員の体力づくりのために、一定の施設と便宜を提供することを目的とする。

第2に、船員は、最近はともかく今まで長年にわたって、みずから精神能力を発達させる環境からきりはなされ、その機会にもめぐまれてこなかった。また、現在でも、船員は乗船中みずからの努力によって社会知識あるいは一般教養を吸収しようとしているが、たとえばニュース一つにしてもきわめて不利な状況にある。地域社会では、いろいろ教養講座や文化講座がひらかれているが、船員が休暇中とはいえそれほど簡単に参加しうる状況にない。さらに、一般的に、船員もまた国民として、最近における一般的な教養や科学的な成果を吸収したいと考えている。そこで、船員余暇センターは、船員の自然・文化・社会にかんする知識・教養をたかめるために、一定の施設と便宜を提供することを目的とする。

第3に、船員は船員教育機関の卒業者もいれば、そうでない船員もいる。船舶職員は、その職務上から運航技術工学に関心をはらわざるをえないし、それに必要な再教育機関もある。船舶部員は、特殊な再教育機関は別として、いろいろと不利な状況にある。船員は職員・部員にかかわらず、最近における技術革新とそれをさえてきた科学・技術について、大きな関心をはらっている。そこで、船員余暇センターは、

船員が一般的な自然科学と技術工学にかんする知識・教養をたかめるために、一定の施設と便宜を提供することを目的とする。

第4に、船員は個別にみればいろいろと豊かな趣味・娯楽活動をおこなってはいるが、多くの船員においてはそれらが多様で深いものではない。そうしたことば、今まで、乗船という不利や短かい休暇のもとで発達しきれなかったからである。しかし、現在、船員は長期休暇体制のもとで趣味・娯楽活動を本格的におこなえる機会があたえられ、それにたいする余暇欲求をつよめているが、のぞましい契機があたえられているわけではない。そこで、船員余暇センターは、船員が趣味・娯楽活動をするにあたって、必要な知識や技術をもてるよう、一定の施設と便宜を提供することを目的とする。

第5に、船員は港湾都市であろうと、農村の船員の町であろうと、その居住者にあいだでそれほど交流をおこなっていないし、また交流をおこなう場所にもめぐまれているわけではない。船員は、そのおたがいのあいだで、文化・スポーツ・趣味・娯楽にかんするサークル・クラブをほとんどもっていないし、それらが居住地域にあたったとしても、簡単に参加できる状況にはない。海員組合、船員職能団体・社内船員親睦会があるが、余暇環境を整備する余裕があるともみえない。そこで、船員余暇センターは、船員が文化・スポーツ・趣味・娯楽のサークルやクラブを組織し、それらの活動が円滑におこなえるように、一定の施設と便宜を提供することを目的とする。

第6に、船員はおたがいにどのような知識・スポーツあるいは趣味・娯楽をもっているかについて、それほどしっていない。また、船員は

休暇生活において、いろいろな余暇活動を集中的におこなわざるをえないが、それにあたって必要な余暇情報を多くたくわえているわけではない。さらに、地域社会にはそれなりに余暇環境があるが、船員はそれらについての情報をあたえられていないし、それに参加する方法にも習熟していない。そこで、船員余暇センターは、船員の余暇生活をおこなうにあたって必要な余暇情報を提供したり、船員がおたがいに余暇情報を交換したり、また船員が地域社会から余暇情動を吸収したりするために、一定の施設と便宜を提供することを目的とする。

C 船員余暇センターの事業 (1)

— その施設と便宜について —

1. 事業設定にあたっての留意事項

船員余暇センターの施設と便宜を設定するにあたって、いくつかの留意すべき事項があるので、それらを列記しておきたい。(1)船員余暇センターは、休暇中の船員だけではなく停泊中の船員も利用が可能であることがのぞましい。(2)船員だけではなく、その家族と一緒に利用できることがのぞましい。(3)船員余暇センターのある地域以外の居住船員も利用ができるよう、宿泊施設をつくることがのぞましい。(4)青少年船員、女子船員、退職船員の余暇要求について配慮することがのぞましい。(5)船員余暇センターが保有できない施設や提供できない便宜については、公共施設など外部施設の利用を考えるべきである。これらは、いわば外延的な留意事項であって、つきの内包的な留意事項も重要で

ある。

船員余暇センターの施設と便宜の設定にあたっては、(1)船員の余暇活動の実態や余暇要求の傾向を十二分に尊重しなければならない。(2)しかし、船員の指向だけに追従してはならず、一般的な余暇研究や船員特殊的な余暇研究の成果にもとづいて、推奨るべき施設・便宜を考慮しなければならない。(3)したがって、船員余暇センターの施設と便宜は、そのときどきにおいて余暇問題の調査・研究をおこなったうえで、具体的に設定されるべきである。(4)また、船員余暇センターの設立とその詳細設計、そしてその後改革にあたっては所有者・管理者、雇用者・利用者ばかりでなく、その道の専門家の参加をあおいで指導と助言をうけながら、集団的に決定していくべきである。

2. 当面、必要最小限保有すべき施設

(a) スポーツ施設

- I プール（野外、室内温水、25m）
- II 体育館（簡単なトラックつき）
- III アスレチックジムとその付属用具
- IV サウナ
- V シャワー
- VI 健康管理相談室、余暇活動相談室
- VII 各種用具
- イ 上記施設にともなう用具（バレーボール、バスケットボール、バトミントン、卓球、ウォールハンドボール、ミニサッカー、スカッシュに必要な用具、畳、マット、トランポリン）
- ロ 一般的に用意しておく用具（野球、サッカー、ラグビーなどに必要な用具、その他測定用具）
- ハ 停泊中の船員に貸与する用具（水泳

パンツ、タオル、ランニングパンツ、
ショーズ)

船員余暇センターに、ぼう大な財源の調達が可能であれば、野球場、サッカー・ラクビー場、柔道・剣道場、ゴルフ場、ボーリング場などをあげることもできるであろう。それはあまりに現実的ではないので、それらについて船員の利用要望があるとすれば、一般的の公共施設や企業施設を利用することを考えねばならない。そこで、船員が休暇中のみならず停泊中も使用できさらに家族と一緒に利用ができる、全身運動がおこなえるプール（とくに、室内温水プール）の設置がまずのぞまれる。なお、建設の仕方によって、屋外・室内兼用にもなりうる。体育館は、用具のところでのべているような、いろいろな個人的・集団的な競技に、昼間・夜間にわたって使用できるので、その設置がのぞまれる。アスレチックジムは、現在、余暇企業が市街地に建築している体力づくり施設であるが、船員（特に中高年船員）が乗船中の運動不足を解消し、体力づくりや健康管理に手軽であり、しかも個人的にいつでも利用できるので、その設置がのぞまれる。サウナ、シャワーは、停泊中の船員の疲労回復、スポーツ後の疲労回復、肥満防止にとり有効であるので、その設置がのぞまる。

(b) 講義・実技施設

- i 講堂
- ii 大小の講義室
- iii 映画室（35, 18, 8 m/m）
- v 図書室
- vi 語学室（ラボつき）
- vii 実技室（暗室、茶室、舞台室、工芸室、美術室、料理室など）

VIII 各種用具（放送装置、映写装置、印刷・複写機械など、上記施設にともなう各種用具）

この講義・実技施設は、つぎにのべる教養講座、趣味娯楽講座のために必要な施設や用具であるとともに、一般的に船員余暇センターとして必要な施設や用具である。したがって、どのような講座を開催するかによって、必要な施設や用具はかわってくる。また、船員が、船員余暇センターを基盤として、どのようなクラブやサークルをつくるかによって、そのために必要な施設や用具もことなってくる。またいろいろな施設や用具をかけでおいたが、それらを兼用していくことができるならばすべてを設置する必要もないであろう。したがって、船員の各種講座にかんする需要調査をおこないつつ、増改築することがのぞましい。また、そのことは船員のクラブやサークルの動向についても、いえよう。

(c) コミュニケーション施設

- i サロン（特定多数用）
- ii 談話室（特定少數用）
- iii 大小の会議室
- iv 宿泊施設（合宿室、家族室、バス・トイレ）
- v 結婚披露会場（パーティ会場）
- vi クラブ室
- vii ロッカールーム
- viii 囲碁・将棋室、カードルーム、麻雀室
- ix レストラン、スナック、バー
- x ドラッグストア（用品販売）
- xi 保育室
- xii フロント（インフォメーション・センター）

各種用具（利用者の登録カード、掲示板など）

このコミュニケーション施設は、つぎにのべる余暇活動の援助と余暇活動の援助と余暇情報の提供のために必要な施設や用具である。船員とその家族が相互に交流したり、それが友人・知人・恋人と交際したり、また一般的に船員とその家族のたまり場として、サロンや談話室は、ぜひ必要である。また、船員やその家族が任意に会合をもったり、船員団体やクラブが会議をもったりするために、会議室の設置がのぞまれる。船員余暇センターが、どのように設置されるかはまったく不明であるが、それが多くの地域に設置することが期待できないときに、設置地域以外の居住船員の利用の道もひらかれなければならない。そこで、まず宿泊施設の設置がのぞまるし、その利用が長期にわたることも考えられるので、利用料金はきわめて低廉であることがのぞまる。

結婚披露会場（結婚式場つきでもよい）は、大規模な福祉・共済施設にはおおむね設置されており、また多くの船員の祝福のもとで結婚をおこなうのも有意義であり、その設置がのぞまる。その会場は、パーティ会場として利用できるであろうし、大きな議義室や会議室と兼用であってもよいであろう。クラブ室は、クラブ組織の恒常化や大規模化にともない必要となる。ロッカールームは、スポーツ施設の利用者や受講者にとって、せひとも必要な施設である。麻雀・囲碁・将棋・カード・ルームは、船員の娯楽の動向からいって、その設置はぜひ必要である。レストラン・スナック・バーは必要不可欠である。保育室は、船員とその家族が船員余暇センターを利用する場合にかぎらず、長期旅行

をおこなうにあたっても有効であるので、その設置がのぞまる。フロントは、一般的な意味ばかりでなく、船員余暇センターの運営・利用にあたっての中核機能をうけもつセンターとして、その設置が必要不可欠である。

(d) 交通・通信施設

|マイクロバス

II 駐車場

III 電話

船員が、船員余暇センターにない施設を利用するにあたって、船員のクラブやサークルが交流試合や交流会をおこなうにあたって、船員余暇センターがレクリエイション行事をおこなうにあたって、また停泊中の船員の送迎にあたって、マイクロ・バスの保有と運行は、ぜひとも必要である。船員は、船員余暇センターを利用するにあたって、かなりマイカーを使用するであろうから、駐車場の設置がぜひ必要である。

(e) その他施設

I 散髪室

II 歯科室

III 人間ドック

その他として、上記施設も考えられる。

3. 当面、可能な限り提供すべき便宜

(a) スポーツ教室（実技、競技、実践を含む）

I 船員余暇センター施設利用のスポーツ教室

イ 水泳

ロ 球技（バレーボール、バスケットボール、バトミントン、卓球）

ハ 簡単な球技（ウォールハンドボール、ミニサッカー、スカッシュ）

ニ 伝統的スポーツ（柔道、空手、剣

道)

ホ トレーニング（アスレチックジムの利用, サーキット体操, ヨガ）

ヘ スポーツを考えるコース（スポーツ理論, スポーツの歴史, フィジカル・レクリエーションの方法, 船内レクリエーションの方法）

Ⅱ 外部施設利用のスポーツ教室

イ 球技（野球, サッカー, ラグビー）

ロ 山岳性スポーツ（ハイキング, キャンピング, 登山, オリエンテリング, サイクリング, スキー, スケート, アーチェリー）

ハ 海洋性スポーツ（釣, ヨット, ボート, スキンダイビング, モーターボート, サーフィン, 水上スキー）

ニ 社交性スポーツ（ゴルフ, ポーリング, テニス）

このスポーツ教室は、ただ講義だけではなく、実技練習、さらにはスポーツの実践を含むものである。また、それらスポーツにたいして、クラブやサークルが組織されていくならば、それらとの連携においてスポーツ教室は開催されることとなろう。それらスポーツ教室やクラブ活動は、船員余暇センターが企画するフィジカル・レクリエーションとの連携もうまれよう。どのようなスポーツ教室を開催すべきかについても、船員の需要調査が必要である。そうであっても、つぎのことは一応指摘しうる。

日本では、競技性スポーツ、集団的スポーツがなにか本来的なスポーツとみられてきたむきが強いので一般人はスポーツ活動やその組織にはいりこめないものとみなされてきた。船員は停泊中はまだしも、休暇中はばらばらの状態に

おかれており、船員余暇センターをおとづれてもすぐにクラブに加入したり、競技性スポーツに参加したりすることは、それほど容易ではないだろう。そこで、小人数でおこなうことができ、ルールや用具も簡単ですぐおぼえられ、短かい時間で結果のできる簡単な球技であるウォールハンドボール、ミニサッカー、スカッシュを、船員余暇センターの即戦的なスポーツ教室、（それら球技のためには、大げさな教室などいいう必要はない）として推奨したい。

年少の子供をもつ船員家族にたいしては、ハイキング、キャンピング、オリエンテーリング、サイクリングなどのスポーツ教室を、独身船員にたいしては海洋性スポーツ教室を（外国でも活用できる）、中高年船員にたいしてはトレーニングや社交性スポーツを推奨したい。こうした年令階層をこえ、船内スポーツ施設や外国にあるスポーツ施設に利用しうる水泳、トレーニング、伝統的スポーツも推奨したい。

(b) 教養講座

I 外国語会話講座（初級および中級）

イ 英語

ロ スペイン語

ハ 中国語

II 人文・社会科学の基礎を学ぶコース

イ 哲学, 宗教, 心理, 文学, 芸術, 教養

ロ 法律, 政治, 経済, 経営, 歴史

III 日本の現状と将来を考えるコース

イ 日本の政治, 経済, 社会のしくみ
ロ 当面の政治問題, 経済問題, 社会問題

ハ 労働運動, 労働組合運動, 社会運動の問題点と課題

IV 世界に遊びそして学ぶコース

イ 各国の歴史、芸術、文化

ロ 各国の政治、経済、社会

V 海運・水産・港湾・船員を知るコース

ス

イ 海運・水産・港湾経済の動向

ロ 運輸省・水産庁の行政の動向

ハ 海運労使関係、海員組合の動向

ニ 船員問題とその調査研究の動向

VI 将来の船員職業を考えるコース

VII 定年後の生活を考えるコース

VIII 教養見学コース

イ 美術館（展）、博物館、記念館

ロ 神社仏閣、文化財、歴史散歩

ハ 各所旧跡めぐり

この教養講座もまた、講師がただ講義をして終るだけにとどまらず、講師と受講者、受講者どおしの対話を活発におこない、必要に応じて講師以外の講師を招請したり、いろいろな見学をおこなったりすることを含めておこなうべきである。こうした教養講座に連携する、しないにかかわらず、船員がいろいろなクラブを組織して、文化活動の研究会、発表会、会誌発行などの活動をおこなうことを、大いに推奨されるべきである。なお、このような教養講座をひらくべきかについては、需要調査が必要である。

この教養講座の編成は、いささか一般市民むきの編成になっているくらいが強く、船員という労働者むけにおこなうのであるから、それから労働講座を独立させて、かなり大規模に編成することが、むしろ本来的であるかもしれない。なお、外国語会話講座、一般教養講座、海事問題講座を、どのような比重でおこなうかは簡単にきめられそうにはないが、今までのべたこ

とからいえば、そのどれにもかたよらず、同じ比重がのぞましいのではなかろうか。

(c) 技術講座

I 自然科学の基礎を学ぶコース

イ 数学

ロ 物理学、化学

ハ 地学、生物学

II 技術工学の基礎を学ぶコース

イ 機械工学、造船工学、電気工学

ロ 電子工学、制御工学、管理工学

ハ 船舶運航工学、船用機関工学

III 技術と経済・労働とのかかわりを学ぶコース

イ 科学論、技術論

ロ 科学・技術発達史

ハ 科学技術革命論

ニ 日本経済と技術革新

ホ 技術革新と労働者

IV 最新の科学・技術問題について学ぶコース

イ 新しい数学

ロ 電子計算機の理論と実際

ハ 原子力工学の基礎

ニ 日本の公害問題

V 最近の船舶技術について学ぶコース

イ 新しい航法システム（自動慣性航行、座礁予防、衝突予防、緊急制御交通管制システム）

ロ 最近の海難問題とその防止対策

ハ 最近の船用機関の動向と管理工学

ニ 原子力船・原子力炉の理論と実際

VI 工場見学コース

イ 工場見学

ロ 工場経営者、管理職者、労働者と

の懇談会、座談会の開催

この技術講座についても、教養講座でのべたことがあてはまる。そのなかでも、日本経済「高度成長」と技術革新とは、労働者・国民の労働と生活、そしてそれらの環境にきわめて大きな問題をなげかけている。そこで、経済発展とはなにか、技術発展とはなにか、それらは労働や生活とどうかかわりあっているか、人間は経済と技術をどう発展させるべきかが問われている。こうした問題への関心は、船員においても強いものがある。そこで、技術と経済とのかかわりあいを学ぶコースはぜひとも重要であり、かなり大規模に開設する必要がある。最近の船舶運航技術について学ぶコースは、いわゆる再教育機関や社内研修機関では学ぶことのできない、最新の研究成果を内容をおとすことなく、部員にもわかるかたちで紹介されることがのぞましく、ぜひともその講座の設置が必要である。

こうした教養講座や技術講座は、船員がみずからの人間的諸能力を発達させようとする努力にたいして、一つの契機（きっかけ）をあたえるものにすぎない。しかし、船員がこの講座を通じて、人間的諸能力の全面的発達がどのように大きな意味をもっているか、そしてそのためどのような余暇活動（社会運動もその一つ）をすればよいかをしるならば、その意義ははかりしれないものがある。

(d) 趣味・娯楽講座

i 勝負ごとコース

- イ 囲碁（初級、中級）
- ロ 将棋（初級、中級）
- ハ 麻雀（初級、中級）
- ニ カード

ii 器用さ活用コース

イ 手工芸（模型づくり、各種クラフトなど）

- ロ オーディオ
- ハ 編みもの
- ニ 日曜大工
- ホ 手品

iii 生活設計、家事協力コース

- イ マイホームづくり
- ロ 園芸、庭いじり、盆栽
- ハ 料理
- ニ 結婚・育児・子供の教育・家庭問題
- ホ 話し方、マナー

iv 創作コース

- イ 文芸（小説、詩、俳句、和歌）
- ロ 絵画（デッサン、日本画、洋画）、書道
- ハ 写真
- ニ 茶道、華道（生花）

v 音楽コース

- イ ギター、尺八、三味線
- ロ コーラス、フォークソング、歌謡曲、謡曲
- ハ 社交ダンス、フォークダンス

vi 観覧・鑑賞コース

- イ 新劇、歌舞伎、新派、喜劇
- ロ 落語、漫才、講談
- ハ クラシック音楽、ポピュラー音楽、歌謡曲、邦楽

ii 映画

この種講座の対象となる趣味・娯楽は、それらにたいする船員の実態や志向からみてきわめて広範囲になりうる。ここにあげた講座内容は、われわれが任意にとりあげたものではなく、つ

ぎにのべるよう一応の基準をもってとりあげている。勝負ごとコースは、乗船・下船にわたっておこなえ、時間消費型であり、年令層を問わず、すでにかなりの船員がとりついており、今後それをひろげうる趣味である。器用さ活用コースは船員は手先きが器用であり、乗船・下船にわたっておこなえ、いさか金銭消費型であるが手づくりの味をたのしめる趣味である。

生活設計・家事協力コースのうち、マイホームづくり、園芸・庭いじり・盆栽、料理は、男性の家事として、自然への親しみとして、また酒肴づくりに役立つのでとりあげ、また結婚・育児・子供の教育、話し方・マナーは趣味・娯楽ではないが、船員が家庭からきりはなされていること、交際・社交の機会にめぐまれてこなったこと、しかし現在長期休暇のもとで新しい欲求となりまた課題となっているといえるので、とくにとりあげた。

創作コース・音楽コース、観覧・鑑賞コースは、教養講座のなかでとりあげてもよかつたが、講座の結果が教養・技術講座にくらべて、ただちに余暇活動に転化していくものとして、ここでとりあげた。創作コース（茶道、華道を一応のぞく）は、海員組合、親睦団体、社内報などの努力によって、かなり多くの船員が参加している趣味であり、船員は諸地方や諸外国にゆき、自然環境の変化にめぐまれており、時間消費型であることなどから、とりあげた。

音楽コースのうち、尺八、謡曲などは中高年船員に一応人気があり、ギター、フォークソング、歌謡曲、社交ダンス、若年船員に人気があり、恋人、友人、知人、さらには外国人との交流にとってのぞましい趣味としてとりあげた。観覧・鑑賞コースは、とりたてていうほどのこ

ともないが、ここではただ劇場など行って帰るというのではなく、一定の講義をうけ、観覧・鑑賞し、そしてその後、演出家、俳優、演奏家と合評会や、批評会をひらくことを含めて考えている。

こうした趣味・娯楽講座は、地方自治体、新聞社、営利企業、趣味・娯楽団体、クラブ・サークルにおいて、その規模の大小にかかわらずひろくおこなわれている。

したがって、船員余暇センターは趣味・娯楽講座よりも、教養講座と技術講座を重要視し、それら講座を最大限に開設すべきであろう。また、船員余暇センターは船員の趣味・娯楽活動にたいする便宜としては、講座を開設するといった便宜はそれへの動機づけにとどめ、船員の自主的なクラブ・サークルとそれによる余暇活動を援助するという便宜を提供することに、大きな努力をはらうべきであろう。

(e) 余暇活動への援助

- I 船員の余暇活動・健康管理のコンサルティーション
- II 利用者にたいする助言や相談
 - イ 利用者センターの概要の説明
 - ロ 利用者に適応した余暇活動の紹介
 - ハ 利用者のクラブへの紹介
- III クラブ・サークルの設立と拡大にたいする援助
 - イ クラブ室の提供、登録カードの保管
 - ロ クラブ登録者の拡大への援助
 - ニ 外部施設や用具、コーチの斡旋
- IV スポーツ大会の企画
 - イ 船員スポーツ祭（春・秋、乗船・下船中の船員、その家族）

- ロ 一般的な個別競技スポーツ大会
- ハ 国際船員スポーツ大会

V 文化行事の企画

- イ 船員労働問題研究発表会
- ロ 船舶運航技術研究発表会
- ハ 船員文化祭（演劇、音楽、演芸、その他）

VI 趣味大会、発表・展示会の企画

- イ 開碁・将棋・麻雀大会
- ロ 手工芸品、日曜大工、園芸発表会・即売会
- ハ 絵画、書道、写真、茶・花発表会

VII レクリエーションの企画

- イ ハイキング、旅行、ドライブ
- ロ ダンスパーティ、ゴルフ・ボーリング大会
- ハ 釣、海水浴、観覧・鑑賞

VIII その他の企画

- イ デートをする会
- ロ 外国船員と交流する会

IX 外部の文化・スポーツ団体との連携、船員との交流の援助

X 船員福祉関係団体との相互連絡・協力

XI 船員の余暇活動についての調査・研究

船員余暇センターが、船員の余暇活動にたいしておこなえる援助は、きわめて広い範囲にわたることができるであろう。大きくいえば、第1に船員の余暇活動とそれにともなうセンターの利用にあたっての助言と相談、第2に船員が自主的にクラブやサークルを組織し、その活動にセンターを利用していくさいの援助、第3にクラブやサークルに組織されていない船員のた

め、船員余暇センターが企画・実施する大会・行事・催物である。

いまのべたスポーツ大会、文化行事、趣味大会、レクリエーション行事は、船員のクラブやサークルが十分に組織されず、また活発な活動がみられないあいだは、たしかに船員余暇センターが表面にたって企画・実施しなければならないが、そうでなくなっていくにつれ、クラブやサークルの企画・実施にうつしていくべきであり、そうすることによってはじめて大会・行事・催物は多様で内容のあるものとなっていく。

なお、今まで横浜・神戸港では国際スポーツ大会が開催されているが、その日本側の主催団体はかならずしも明確でなく、日本船員の参加も少ないが、船員余暇センターが設立されるならば、それを積極的にうけいれ参加することができるであろう。

- (f) 余暇情報の提供
 - i フロント業務
 - ii 船員余暇センターのパンフレットの発行
 - iii 余暇情報の収集とパンフレットの発行
 - イ 全国的な余暇情報の提供
 - ロ 余暇活動に必要なガイドブックの斡旋
 - ハ 地域社会における余暇情報の提供
 - ニ 地域社会における余暇活動団体への紹介
- iv 余暇プログラムの作成と提供
 - イ 推奨ハイキングコース、旅行コース
 - ロ 観覧・鑑賞コース、夜の遊びコース

ス

- ハ 読書案内, レコード案内
- V 観覧, 鑑賞割引チケット, 宿泊施設の斡旋

船員の余暇活動のために必要な余暇情報は、これまたかなり広い範囲にわたるが、まず一般的な余暇情報は他のところの資料をつかっていてもよいが、地域社会における余暇施設、余暇便宜、余暇団体、余暇行事にかんする情報は、かなり詳細に収集して、まとまったものとして提供する必要があろう。たとえば、「横浜港の1カ月、1週間」といったパンフレットを発行することも必要であろう。そのとき、ただ「こういったものがあります、そこへいってみたら」というにとどまらず、たとえば「その施設をつかうには、こういった準備や手続きが必要です」、「そこでは、こういった団体が利用しているので、それと話合って下さい」、「その催物はいま空席がこうあります」、「船員余暇センターから来たといえば、こういった便宜をはらってくれます」といったところまでいかねばならない。

4. 人材の確保

i. 講師・コーチの招請

- イ 大学、高校、研究所の先生
- ロ 美術館、博物館、公民館の先生
- ハ スポーツ、レクリエーション団体の先生
- ニ 芸術団体、芸能団体、趣味団体の先生
- ホ 余暇活動、健康管理のコンサルタント
- ヘ 余暇専門家の嘱託や顧問への委嘱
- ト 有資格の船員

ii. 指導員、レクリーダーの雇用

- イ 余暇専門家
- ロ スポーツ指導員
- ハ 文化活動指導員
- ニ レクリーダー
- ホ 司書

iii. 技術員の雇用

- イ 映画技師
- ロ オーディオ技師
- ハ 保母
- ニ ポイラー技師、冷凍士
- ホ 安全管理士、衛生管理士
- ヘ 栄養士、調理師
- ト 自動車運転手

iv. 総務・経理・労務・現業担当者の雇用

ここにかけた人材は、すでに述べた船員余暇センターの施設や便宜に対応して、一応必要であるだろうと思われる職種である。そのなかでも、指導員、レクリーダー、技術員は、そのすべての職種について雇用しなければならないというわけではない。そのなかには、非常勤の技術員であってもかまわないし、その職務をおこなえる船員を有給・無給でもって協力してもらってよい。そのことは、スポーツ、教養、技術、趣味・娯楽講座の講師やコーチについてもいえよう。

余暇専門家は、船員余暇センターの全般的な運営、文化、スポーツ、レクリエーション事業の企画、余暇活動の調査・研究をおこなうことを予定している。アメリカの大学では余暇学部が設立され、専門家をおくりだされているが、日本では今後にまたねばならないので、さしあたって企画能力の高い人材を確保につとめなければならないだろう。スポーツ指導員、文化活動指導員、レクリーダーは、船員余暇センター

の事業の実務的・技術的な活動家として予定しており、幅の広い知識と技術、そして組織能力をもった体育、文学、経済、社会、工学部系の人材を確保する必要があろう。そうした一般的な人材ばかりでなく、船員余暇センターであるから、船員の労働と生活について詳しい人材もあわせ確保する必要がある。なお、レストラン、スナック、バー、結婚披露、ドラッグストアについては、海員生協でもあってもよいし、まったくの外部委託でもよい。また、宿泊施設は海員会館あるいは船員保険寮でもあってもよい。また、健康管理相談室は、船員保険病院の健康管理センターとむすびついてもよいであろう。

D 船員余暇センターの事業(2)

--- その利用と運営について ---

1. 船員余暇センター利用・運営上の観点

船員余暇センターの事業は、船員とその余暇活動にたいして施設と便宜を提供するだけにおわるものでなく、それを船員がどのように利用するか、それにあたってどう運営されていくべきかが、重要な事業となる。船員余暇センターの利用と運営にかんする基本的な観点は、いさか抽象的にわたるきらいがあるが、つぎのように整理されよう。

(1) 船員は、船員余暇センターの設立に努力し、それを利用していくことが、一つの生活向上とそのための運動であるということを認識する必要がある。

(2) 船員は、船員余暇センターの企画運営に参加することが、積極的な利用の方法であり、船員余暇センターが船員自身のものとなるということを自覚する必要がある。

(3) 船員は、船員余暇センターをただ単に個

人単位で利用するのではなく、クラブ単位で利用し、その利用の規模を拡大し、また利用の接続性をたかめるよう努める。

(4) 船員は、船員余暇センターにおいてそのすべての余暇要求を充足させるところでなく、その充足の契機をつかみ、仲間をつくるところと認識する必要がある。

(5) 船員は、船員余暇センターの施設や便宜、その職員にただ依存するのではなく、船員みずから時間や労力、費用を支出して、船員余暇センターの運営に参加する。

(6) 船員余暇センターは、船員の余暇活動の自主性を尊重し、また船員の参加を奨励して、船員余暇センターの運営をどんどん船員にまかせていくよう努める。

(7) したがって、船員余暇センターの事業は、船員利用者とセンター指導員との協力共同によって企画・実施、また運営される必要がある。

(8) 船員余暇センターは、船員の船員余暇センターの利用にかんする志向について日常的に調査・分析し、その弾力的な運営にあたる。

(9) 船員余暇センターは、船員の余暇活動、余暇要求、余暇需要の多様性にかんがみ、外部団体との密接な協力をおこない、また逆に余暇団体の一つとして地域社会への協力をつとめる。

(10) 船員余暇センターとそれを中心とした船員の余暇活動にあたって、運輸省、社会保険庁、地方自治体、船員福祉団体、日本船主協会、海運企業、全日本海員組合などは、最大限の財源的、組織的、便宜的な援助・協力を払う必要がある。

なお、船員の船員余暇センターの利用とその組織化にあたっては、船員の最大の組織である海員組合の運動のあり方が、決定的な意味をも

つことに注意する必要がある。

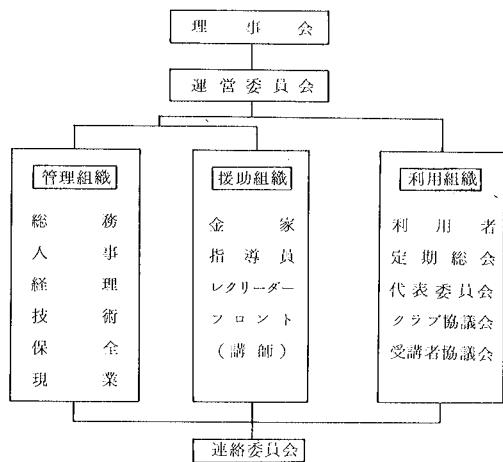
こうした基本的な観点でもって、船員余暇センターが利用・運営されていくことが期待される。そのとき、それが具体的にどのような形態をとっていくべきかについて、そのすべてにわたってのべるわけではないが、そのいくつかについて問題点として指摘しておこう。

2. 船員余暇センターの組織

船員余暇センターが、どのような政策主体（たとえば、国か、自治体か、国の場合どの省庁か、それらの共管行政か、あるいは民間団体か）によって設立されるか、どのように財源が調達されるか、またその施策がどのように委託・経営されるか（経営主体）によって、その組織と運営は大きくかわってこよう。こうしたこととは、船員余暇センターのあり方を大きく限定することになり、いくつかの問題点がうまれよう。それらを考慮にいれずに議論はできないが、船員の自主的な利用と自覚的な運営参加という最大の原則を確立していく観点に着目するとき、一つの組織のあり方をのべることはできよう。

船員余暇センターが、財團法人として経営されるとするとき、その最高機関として理事会がもうけられるであろう。その理事会の構成員は、いろいろな船員福祉関係の代表者が任命されようが、すくなくとも理事の過半数は船員利用者の代表者にあてられるべきであろう。また、理事会は最高機関として事業全体の決定をおこなうが、その主たる任務としては財源の調達における、事業内容の企画とその実施の権限は、つぎにのべる運営委員会に委譲すべきである。そこで、船員余暇センターの大きな組織部門としては、管理組織（総務、人事、経理、機械、保全、現業）、援助組織（余暇専門家、指導員、レク

リーダー、フロント），および利用組織におけるおこう。その簡単な組織図は、別図の通りである。



船員余暇センターの組織

つぎに、船員余暇センターは、その実質的な運営機関として、運営委員会をもうけるべきであろう。この運営委員会は、船員利用者とセンター指導員との共同運営という原則にのっとり、利用組織および援助組織の代表者を中心に管理組織の代表者もくわえて構成されることがのぞましい。運営委員会は、事業計画の立案、すなわちスポーツ施設、講義・実技施設、コミュニケーション施設、交通・通信施設の増改築とその利用計画、スポーツ教室、教育講座、技術講座、趣味・娯楽講座、余暇活動の援助、余暇情報の提供などの計画、職員の雇用、それらとともに経営管理を立案し、理事会の承認をうけて実施していく。

この運営委員会の事業計画にもとづき、船員の利用とそのための運営がおこなわれるのであ

るが、日常的にはいろいろな問題が発生するので、その処理のために利用組織、援助組織、管理組織とのあいだで、連絡委員会をもつ必要もあるう。

利用組織についていえば、つぎに述べるように利用者は会員制をとり、「船員余暇センター利用者の会」（仮称）を組織するので、当然定期総会や代表委員会などの機関が必要となる。

そこで選出された代表委員は、理事会や運営委員会の構成員となって、船員の船員余暇センターの運営参加の中軸とならなければならないであろう。こうした正式な利用者機関のほかに、スポーツクラブ、文化クラブ、受講者の運営参加のために、各種の協議会の代表者は、利用者代表委員会の一部の構成員となり、その指導のもとで連絡委員会に参加していくことになろう。

なお、船員余暇センターの理事会・運営委員会には、余暇専門家の参加をあおぐべきことはいうまでもない。

3. 船員余暇センター利用者の会

船員余暇センターの利用主体は、船員とその家族であることはいうまでもない。たとえば、船員保険寮は、船員保険被保険者、その扶養家族、年金受給者などに限定されてはいるが、その範囲であればいつでもどこでも利用できる。船員余暇センターについては、船員保険寮のような不特定多数の任意な利用形態ではなく、船員の運営参加の昂揚、利用の持続性の確保、集団的利用の拡大をめざして、「会員制」をしいてはどうかと考える。会員の種類は、正会員：船員、準会員：その家族（その範囲をきめる必要がある）、賛助会員：退職船員をはじめ、船員余暇センターがその運営に必要とみとめた関係者とする。このうち、正会員は利用組織とし

て「船員余暇センター利用者の会」（仮称）を組織する。こうして、船員余暇センターは、会員による利用を原則とすることになるが、休暇中の非会員や停泊中の船員の利用をさまたげるものであっては、けっしてならない。その場合、停泊中の船員と会員船員との取扱いをどのようにするかは一つの検討課題である。

船員余暇センターは、その施設と便宜からいって、ただ船員やその家族の個別的な利用だけにまつのではなく、むしろ船員とその家族の集団的な利用をむしろすぐれて期待している。その集団的な利用は、いうまでもなく、船員が文化・スポーツのクラブを組織してセンターを利用していくことをいう。船員余暇センターは、余暇活動の本来の趣旨にしたがい、またその利用率をたかめる必要からも、集団的な利用を大いに援助することとなろう。さしあたって、船員のクラブとしては、スポーツでは野球、サッカー、ラグビー、ヨット、釣りなどのクラブ、文化・趣味では船員問題研究、海運経済研究、絵画、俳句、尺八、バンドなどのクラブがつくられるであろう。既存のいくつかの組織はともかく、新しく組織される場合には、船員余暇センターはその組織化のために何人かの活動家をみつけだし、それら活動家の組織づくりに援助する必要があろう。

4. 船員余暇センターの利用料金

船員余暇センターが、どのような財源によつて建設され、さらにどのように補助金があたえられるかによって、その財政運営は大きくなつてこよう。どのようになろうと、船員余暇センターの利用者にたいして、一定の利用料金を徴収することになるのは、その財政運営の要請からだけではなく、利用者と非利用者の受益

のちがいをあきらかにし、また今後のセンターの発展のためにも、必要であろう。その場合、その利用料金は低廉であることが、なによりも不可欠である。

船員余暇センターの利用料金の決定にあたっては、運営委員会における慎重な討議が必要であるといえる。また、船員の船員余暇センターの運営参加をたかめるためにも、その予算・決算は詳細に公表する必要がある。さらに、利用料金はそれぞれの施設の利用率やその利用の対象者の比重、あるいは支払費用などの変化に応じて、利用者に混乱をおこさせない範囲で、逐次改定していくべきであろう。

5. 各種講座の開催と運営

船員余暇センターが提供する便宜のなかで、各種講座はある一定のスケジュールをきめなければならない。すなわち、どのような講座をどのように組合せながら、どのような頻度と日数をかけて、年間においてどのようなスケジュールで開設するか。それについては一定の工夫を必要とする。

船員の休暇の実態は、平均的にみれば、外航船員9カ月乗船、3カ月下船、内航船員4～6カ月乗船・25日または50日下船となってはいるが、外航船員の乗船期間は4～16カ月にわたり、また内航船員は年間に1～3回の下船がおこなわれ、1回当たりの休暇日数14～70日にわたることが予定されている。今後、船員の休暇制度はいろいろと改善されていくとしても、たとえば一般市民むけの講座が週1回・3ヶ月といっこの単位でおこなわれているが、そうした方式は船員には適当ではない。一方、講座にはいろいろな種類があり、その講座がまとまりがつくには延数十日もかかる講座もあるうし、比較的に短

かくてすむ講座もあるうし、また開催日からつきの開催日まで日をあけ、そのあいだに自習の必要な講座もあるう。こうした船員の休暇状態と講座がもつ特性を、どう適応させるか。

そこで、講座の立て方について、一つの試みをしめておこう。長期間の延日数を必要とする講座や、講座開催日に所定の間隙を必要とする講座については、前期と後期にわたる（なるべく中期はつくらない）。単位講座期間は、基準を1カ月におき、最長1カ月半とする。その講義日数は、週2回、1回当たり3時間ぐらいとする（一般市民むけ講座の時間数24時間と同じ）。なお、講座の特性にしたがって、その日のうちに終わってしまう講座もあるうし、毎日3時間で1週間あるいは2週間でおわる講座があっても、それはそれでよいであろう。つぎに、そうした講座をいくつ開設するかは、船員における需要と講師における供給という事情にかかわるが、船員が受講機会を逸することなく、また講師に過大な負担をかけることがないようにするには、同一講座が年4回開講されることがのぞましいであろう。こうした講座は、1年単位で編成替えられることとなるが、長期に連続する講座もでてくるだろう。なお、前期と後期にわたる講座については、1年半ぐらいの期間のあいだで、それらを消化する必要もあるう。

6. 船員とその家族のセンターへの協力

船員とその家族の運営実務への協力としては、いろいろな形態が考えられる。船員のなかには、すでに専門家、プロフェッショナルの域にたっしている、知識人、趣味人、スポーツマンが、かなり多数いる。こうした船員は、船員余暇センターの呼びかけにおうじて、スポーツ教室、教養講座、技術講座、趣味・娯楽講座の講師、指導

員あるいはコーチとして自発的に協力してもらう。

また、船員はだれしも技術人であるから、映画技師、オーディオ技師、ボイラー技師、冷凍士、修理技師、司書などの職務を、まとまつた職務あるいは部分的な職務について協力してもらう。その他、いろいろなフロント業務についても、協力してもらう。さらに、船員家族においては船員余暇センターにおける保育室の保母として協力してもらう。それは、船員家庭にたいするベビーシッター、ホームヘルパーへと発展していこう。

こうした船員余暇センターの実務運営にたいする船員とその家族の協力は、船員社会という狭い範囲ではあるが、一つの相互扶助であり、ある種の社会奉仕である。したがってそれは社会的にみて非常に、有意義な余暇活動の一つである。こうした実務協力をつうじて、船員とその家族は、船員余暇センターが自分たちのものであることをしり、そして船員の余暇活動の本質的な意義をしることができますのである。船員労働運動をつうじて余暇環境はみずからの手で守りそだてなければならないという課題をみとめ、そのための活動をつよめる契機となろう。それは同時に、船員とその家族がただ船員特殊的な余暇環境にだけに満足するのではなく、地域社会における余暇環境の未整備に気づき、その整備のため地域住民運動に参加する必要を自覚させていく契機となろう。それにあたっては、まず船員は指導員、コーチ、講師として、地域社会に奉仕することが必要であろう。

こうした船員とその家族の実務協力はまた、船員余暇センターの職員の週休2日制を確立させ、その余暇活動を保障する重要な条件である。

もし、そうした実務協力がなければ、船員余暇センターは、日曜日や土曜日、さらには国民の祝日などには、休業とならざるをえない。

こうした実務協力が、船員の船員余暇センターへのもっとも発展した、眞の意味での参加である。もし、そうした実務協力が大規模にえられるならば、船員余暇センターは、実質的に船員自身によって企画され、運営されていくこととなろう。こうした意味で、船員余暇センターの設立にあたって、「船員にあたえる施策」ではなく「船員がそだてていく施策だ」という意義をぜひとも前面にうちだされる必要がある。

7. 外部施設、用具の利用、講師・コーチの招請

(1) 船員余暇センターが保有しないスポーツ施設や用具

そのいちおうの範囲として、野球場、運動場、サッカー、ラクビー場、ヨット、ポート、マリーナ、ゴルフ場、ボーリング場などがあげられる。

(2) 船員余暇センターが保有しない文化、趣味、娯楽施設や用具

大規模な講堂、劇場、ダンスホール、映画フィルム、図書、標本、実験機械、などがあげられる。

(3) その他、船員余暇センターの企画によつて必要とする外部の施設や用具

キャンプ場、宿泊施設、サイクリングカーなどがあげられる。

こうした外部の施設は、公共施設、企業施設、営利施設、個人施設といろいろな使用制限があるであろう。それはともかく、船員余暇センターはその地域社会に、どのような利用可能な余暇施設があり、その利用体系はどうなっている

かを十分に調査し、それらとのあいだで利用協定をできればむすんでおくことが、必要である。

第2に、船員余暇センターが、みずから各種講座を企画することにより講師を招請する必要があり、船員がスポーツ施設を有効に利用するようするため、スポーツ指導員やコーチを招請する必要もあり、また船員の文化、スポーツクラブの要望により、講師やコーチの招請する必要がおきよう。

したがって、船員余暇センターは、そうした講師、コーチ、指導員が、どういった個人や団体に依頼すればよいか、つねに留意しておく必要がある。その場合、ある団体では講師の派遣が一つの事業となっていればともかく、講師個人の自発的な努力に期待することになるであろうから、同一講座にたいしてもかなり多くの講師をみつけだしてリストアップし、それに依頼しておかねばならないだろう。そうしたこととは、各種講座が年間4回の開催を予定しているので、とくに重要である。

8. 外部機関・団体との提携と協力

船員余暇センターが、外部の施設や用具を借用し、講師やコーチを招請し、さらにはいろいろな余暇活動の援助、大会、行事、催物をおこなうにあたっては、かなり広い範囲でいろいろな機関や団体の協力をあおがなければならない。逆に、船員余暇センターも地域社会における余暇環境の一つであるから、それら機関や団体からいろいろな協力要請もだされてこよう。

そこで、みずからの必要と、逆に外部の要請にしたがって、それら機関や団体の構成員として加盟しする必要もある。また、それら機関や団体が、船員余暇センターの施設や用具を利用しようとする場合、それに便宜をあたえていか

ねばならない。そこで、船員余暇センターの事業に関連し、またその地域社会にあるいろいろな機関や団体について、船員余暇センターはその事業内容を調査し、それとの連携を拡大していくかねばならない。そうした機関や団体の調査もまた、一つの余暇情報の提供といえる。

E 船員余暇センターの設置

1. 船員余暇センターの設置

船員余暇センターを、日本のどこに設置していくことがのぞましいであろうか。それを確定することは、船員余暇センターの規模、それに必要な財源、設置場所における地域社会との関連などからきわめてむづかしい。そこで、船員余暇センターの利用率が、昼夜をとわず、また通年にかなり高い水準をたもちうるだろうというところに設置されるべきだという観点をたててみよう。そうしたところは、いうまでもなく、船員が集中して居住している地域であろうし、それにくわえて船舶が多数寄港する大規模な港湾都市であろう。

船員集中居住地域は、県名でいえば兵庫16,385人（集中比率 10.2%）、神奈川12,595人（7.8%）、長崎9,520人（5.9%）、愛媛9,470人（5.9%）、東京9,220人（5.7%）、大阪8,755人（5.4%）、山口8,575人（5.3%）、広島8,120人（5.0%）、福岡6,515人（4.0%）、鹿児島6,460人（4.0%）、千葉5,010人（3.1%）である。それにつぐ県として、どうしても注目しなければならないのは、新潟、静岡、石川、熊本などである。そして、船員集中居住地域を市町村でいえば大都市では東京都、横浜、名古屋、大阪、神戸、北九州市

であり、それらにはその衛星都市がふくまれる。それら以外では、宮城県石巻市、新潟県村上市、石川県富来町、門前町、香川県高松市、愛媛県伯方町、西海町、高知県室戸市、長崎県口之津町、加津佐町、南有馬町、熊本県三角町、松島町、鹿児島県指宿市、開聞町、坊津市である。

このように、全国にはかなり少数の船員集中居住地域があることがあきらかであるが、船員余暇センターの規模の大小ということもあるが、それらのすべてに船員余暇センターを設置するというわけにはいかない。また、船員集中居住地域を、机上でいくつかに集約することができても、かなりの距離があって利用率があがるとはみえない。しかし、どのようなブロックには設置すべきかは、あきらかである。

第1回、東京都、神奈川、千葉県のどこかに、船員余暇センターを設置されるべきだとすることには、それほどの異論はないはずである。どこにするかは、一つの大きな問題である。今まで、東京湾の晴海埠頭や10号埋立地に、船員福祉センター設立の構想があったが、立消えている。それはさておき、この首都圏では横浜港をもつ横浜市に、なにはさておき設置されるべきではなかろうか。横浜市は、市町村単位で、日本最大の船員集中居住地域であり、東京都からの利用も可能な範囲にある。横浜港の近接区域に設置されれば、停泊中の船員利用も可能である。また、横浜市は港湾行政について積極的であるという。

第2回、大阪府と兵庫県という阪神圏に、船員余暇センターを設置すべきだとすることについても、それほど異論がないはずである。そこで、まったく新規に設置するかどうかについては、一つの問題がだされよう。神戸市には、船

員保険総合福祉センターが設置されており、それとの関連がうまれよう。いろいろな複雑で難解な問題に目をつぶっていえば、その総合福祉センターを船員余暇センターに、抜本的に改革することが、まずさしあたってのあり方であろう。そうなったとしても、停泊中の船員の利用は、それほど容易ではないので、交通問題については特別な措置が必要となろう。

第3回、山口県、福岡県、それらの船員集中居住地域である下関、門司、北九州市のどこかに、船員余暇センターを設置することについては、それほどの異論はないだろう。しかし、どこにするかについては、よくわからないが、居住船員を中心にかんがえるならば門司市がそれらの中間点にあるようだし、停泊中の船員を考慮するならば入港船の多い北九州市ということになろう。まあ、これら関門・洞海地区に、船員余暇センターをたてようとなった場合には、どこに設置されるかは居住船員やその団体、あるいは地方自治体の熱意の問題となってこよう。

第4回、長崎県の島原半島の口之津町あるいは加津佐町に、その規模はとわないとして船員余暇センターを設置されるべきだとすることにも、大方の賛意がえられるであろう。すでに、口之津町には船員福祉センターが設置されており、いくつかの事業がおこなわれていることはしられている。この船員福祉センターはすでに島原半島のセンターとなっており、必要な財源と人材を投入して、船員余暇センターとして再編成することが、さしあたってのあり方であろう。なお、熊本県の天草諸島の一部の居住船員は、口之津のセンターの利用が可能である。

第5回、石川県の羽咋郡あるいは鳳至郡のどこかに、その規模はとわないとして、船員余暇

センターを設置されるべきだとすることについても、大方の賛意がえられるであろう。その場合の設置場所としては、船員出身の町長をもち、組織力、活動力のある海友婦人会のある富来町ということになろう。富来町は、石川県で船員が集中している能登半島の適当な位置にある。

第 6 IC、新潟県の村上市またはその周辺に、船員余暇センターを設置されるべきだとすることにも、かなりの賛意がえられるであろう。

第 7 IC、愛媛県とそれをふくむ四国のどこか IC、船員余暇センターを設置されるべきだとすることには、かなりの賛意がえられるであろう。愛媛県の船員集中地域は、瀬戸内海の越智郡（伊予三島市、伯方町、波方町）と、南宇和郡（西海町、御莊町、城辺町）にわかれている。そこで、どこにするかはきめがたいが、ここでは船員行政について実績があり、愛媛船主の船員給源地域であり、自然環境にめぐまれている西海町をおしておこなう。

第 8 IC、鹿児島県薩摩半島のどこかに、船員余暇センターを設置されるべきだとすることについては、かなりの賛意がえられるであろう。しかし、船員集中居住地域が薩摩半島にあるとはいえ、それぞれの市町村はかなりはなれないので、どこに設置するかについては、それほど簡単ではない。しかし、居住船員の組織と海友婦人会の支部があり、町営国民宿舎をもち、自然環境にめぐまれている開聞町をおすほかはないであろう。

こうしたことにより、船員集中居住県のうち、東京・神奈川、大阪・神戸、山口・福岡、愛媛、長崎、鹿児島がカバーされ、石川と新潟とが特殊的につけくわわったが、千葉、静岡、熊本についてはカバーできなかつた。

当面、船員余暇センターを設置されるべき場所は、神奈川県横浜市、兵庫県神戸市、福岡県北九州市、長崎県口之津町、石川県富来町、新潟県村上市、愛媛県西海町、鹿児島県開聞町の 7 つである。しかし、そのすべてに、ただちに設置できないこともあきらかである。そこで、船員集中居住地域の状況からみた緊急度と、その萌芽的な施設があるということで、横浜市、神戸市、口之津町を第 1 優先順位にあげたい。それ以外については、いま順位をつけることはできないが、船員集中居住地域の状況からみると、北九州市、富来町、村上市をあげなければならないだろうが、西海町にしても、開聞町にしてもそれらに劣る順位ではない。

船員余暇センターは、その規模と内容を充実させたものを、まずもって横浜市に設置して、そのかたわら神戸市の総合福祉センターと口之津町の船員福祉センターを拡充強化すべきであろう。その他のいくつかの市町村においては、船員余暇センターのミニ版を、年間の適当な時期にかぎって、集中的におこなることが、過渡的な措置として提唱される。

2. 船員余暇センターの設立準備

船員余暇センターの設立にあたっては、設立準備委員会を設置して、船員余暇センターが保有する施設の設計、それが提供する便宜の企画、船員余暇センターが保有しない施設の外部利用の計画、外部に協力をあおぐ人材の発掘とリストアップ、船員利用者の余暇要求の調査、船員利用者の利用組織やセンター援助組織のあり方、船員の有資格者の調査リストアップ、運営にあたっての船員協力者の発掘と協力要請、船員利用者のための広報活動、利用料金の設定、財政運営、施設・労務の管理問題などについて、設

立あるいは竣工以前におおまかなところをしっかりとおさえておく必要がある。

この設立準備委員会には、船員利用者の代表、船員余暇問題専門家、文化・スポーツ・レクリエーションの専門家、いろいろな設計家を中心編成し、さらに船員福祉関係者がくわわるべきである。そこで重要なことは、いろいろな専門家を動員することであり、しかも専門家と船員利用者とのあいだの意見交換を十分におこなうことであろう。

3. 船員余暇センター設立と運営の財源

船員余暇センター設立と運営の財源が、どのように調達され、どのように確保されるかが、船員余暇センターが設立されるかどうか、どのような規模と内容をもつ船員福祉センターとなるかのわれ道であることは、いうまでもない。どのような額の財源がえられるかは、船員福祉関係者の最大限の努力にまたねばならないが、それにあたってどのような組織がうまれ、どのような経過をたどるかは予想はできない。そうであるとはいえ、今までの船員福祉施策の財源をみると、さしあたってつぎのような出資者から財源の調達は可能であろう。

第1に、運輸省が1961年度から国内船員厚生施設整備5カ年計画を実施したように、運輸省が国家財政からの一般財源を確保することである。それはただ建設補助金にとどまらず、運営補助金をふくんだ財源であることがぞましい。その場合、船員福祉事業団法が制定されたうえであれば、さらにのぞましい。なお、さきの計画からすでに10数年たった現在、運輸省は新しい事業をうちだし、一般財源を確保していく時期にきているとおもわれる。

第2に、社会保険庁が所管している船員保険

法による福祉施設費から、一定の財源を確保することである。それは、すでに総合福祉センターの建設費と運営補助金として支出された実績があり、今後それをどう拡大させていくかにかかわっているといえる。

第3に、地方自治体が港湾法第12条にもとづいて支出している船員福利厚生施設の建設費や運営補助金を、さらに拡大して確保することであろう。港湾管理者（地方自治体）は、船主、運航者からとん税・特別とん税を課徴してきたが、最近、港湾環境整備負担金の課徴をうちだし、さらに総合入港料を制定しようとしている。こうした課徴金と船員福利厚生施設財源との関係は、一つの研究課題である。なお、地方自治体については、センター設立にあたっての用地取得や、自治体保有の施設の利用にあたって、いくつかの便宜の供与が期待される。

第4に、日本船員福利厚生基金財団は、船員団体と海員組合との労働協約にもとづき、船員1人当たり毎月20円の基金が積立てられ、いろいろな船員福利厚生施設に補助金を支出している。なお、1974年度の年間予算は、5,400万円であった。その基金がどのように拡充されていくかどうか、また船員厚生事業団が設立されるかどうかが、船員余暇センターの設立と運営の財源として、かなり決定的な意味をもつこととなる。

第5に、日本海事財団や船舶振興会は、すでに船員福利厚生施設の建設費や運営補助金について、多くの実績をもってきているので、船員余暇センターの建設費や運営補助金についても、その大規模な援助が期待される。

このように、船員余暇センターの建設費や運営補助金の寄付者としては、運輸省、社会保険

府、地方自治体、船員福利厚生基金財團、日本海事財團、船舶振興会などが考えられる。その際、重要なことは、船員行政の主管官庁である運輸省がはたす役割はきわめて大きく、それが一般財源をどのように獲得するか、いろいろな寄付者にどう働きかけるかが、船員余暇センターの成否をきめる鍵となるだろう。

船員余暇センターの建設費や運営補助金は、いろいろな寄付者の協力をあおぐことにより、できるかぎり、大規模な施設となり、内容のある運営ができるようになることがのぞましい。さらに、船員余暇センターをどのような期間で、どういった場所に順次設置していくかという、長期計画がたてられることがのぞましいといえよう。また、船員余暇センターの建設それじたいは、今までの実績からみて、それほど困難とはみえないが、その後の維持・運営は、今までの伝統的な船員福利厚生施設とはことなり、相当な額の運営補助金が必要であるので、恒常的な財源の確保と、そのための主たる寄付者の固定化は、ぜひとも明確にさせておかねばならないだろう。

このように、船員余暇センターの財源とその寄付者を見通してみて、いま一つの重要な問題につきあたる。それは、今後の船員福祉政策がどういう理念と論理をもち、どのような施策がうちだされるか、そのなかで船員余暇センターがどう位置づけられるかの問題である。こうした基本的な問題が解決しないかぎり、船員余暇センターはそう簡単に財源がえられないかもしれない。

船員余暇センターは、いろいろな寄付者の運営補助金によって、その運営費用がすべてまかなかわれるものとはしていない。船員余暇センタ

ーは、一定の利用料金をさだめ、それを利用者から徴収することにしている。さらに、船員利用者にたいしては利用組織の結成をうながし、一定の会費の納入をもとめ、そして船員余暇センターの運営に参加することを期待している。しかし、船員利用者が会費や利用料金によって、船員余暇センターの運営費用をどの程度まで負担するかは、きわめてむづかしい問題である。この問題に失敗すると、船員余暇センターは、その使命をそこなうことになりかねない。

そこで、一つの原則は、船員利用者の会費や利用料金は、それぞれの単位事業の費用にどの部分を負担するかを明確にすることであろう（いわば負担費目指定の原則）。そうであっても、それら会費や利用料金だけでもって、ある特定の費用のすべてを負担しきれない場合もあるから、それらは船員余暇センターの全体費用を軽減させることにとどまるなどを、一つの原則にせざるをえない（いわば全体費用軽減の原則）。

そうした原則のもとで、船員利用者の会費（会費全額ではなく、その一部ではあるが）は、たとえば、船員余暇センターの広報活動のための費用を負担・軽減する料金として、位置づけてはどうであろうか。利用料金については、たとえば受講料は講師料を負担する料金、スポーツ施設の利用料金は用具・水道・光熱費を負担・軽減する料金として位置づけてはどうであろうか。そうした位置づけのもとでは、人件費や物件費のほとんどを、船員余暇センターが直接に負担し、その財源を外部から調達しなければならない。

4. 船員余暇センターの団体形態

船員余暇センターは特定産業の労働者と対象

としているとはいえる、公的労働福祉の一つであるのであるから、その原則にしたがうかぎり、そのもっとものぞましい形態は、船員福祉事業団法という法律が制定され、それにともない特殊法人が設立され、その施設の一つになることであろう。その場合であっても、あとでのべる財団法人と同様に、その理事の過半数は、船員利用者によってしめられる必要がある。また、船員余暇センターは、船員が自主的におこなう余暇活動にたいして、そのために必要な余暇環境を提供し、その余暇活動の発展を援助し、さらに船員余暇センターの利用と運営にあたって、自覺的な参加をもとめるという趣旨にそなれば、船員利用者を会員とする社団法人の団体形態が、もっとものぞましい。そこにおいて、船員利用者とセンター職員とが、民主的に協力共同して、船員余暇センターを発展させることができれば、模範的な形態となろう。その場合、船員の利用組織は、センターとは別の人格として設立される必要がないかもしれない。また、船員福祉関係の寄付者については、一定の理事の席を用意すればよいであろう。

船員余暇センターが財団法人の形態をとるとしても、船員利用者の自主的な利用と自覺的な運営参加という原則をつらぬくためには、理事の過半数は船員利用者の利用組織から選出された代表者によってしめられる必要がある。

5. 船員余暇センターの設立への努力

最後に、船員余暇センターの設立にたいする船員福祉関係者の努力が、どのように期待されているかにふれ、この船員余暇白書をしめくくるとしたい。

船員福祉関係者において、その立場のちがいがあるにかかわらず、船員の労働と生活の疎外

状況のなかで、船員福祉施策を抜本的に改善していくかなければならないということについて、それらの見解は一致している。そして、船員福祉施策はたしかに伝統的な施策を充実させていかねばならないとしているが、最近の船員の長期休暇体制のもとにあって、それにたいする余暇施策をうちだされる必要があることについても、船員福祉関係者の見解は一致している。

しかも、重要なことは、船員福祉関係者がこうした船員福祉問題について、海運産業（水産業をふくめてもよい）という大きな視野でもつて検討するという、すぐれた姿勢をもっていることである。そして、船員行政をもっぱら特殊に取扱う運輸省という機関があり、それに並行してではあるが一定の強力な財源をもって船員福祉施策を実施してきた社会保険庁という機関があり、さらにほとんどの海運企業を組織し、すぐれた機能をもっている船主協会、船主団体、船員を産業別に組織し、闘争力をほこる海員組合があり、そして潤沢な資金力をあつめ、船員福祉に協力的な海事財団、船舶振興会という基金財団があることである。

こうした船員福祉関係者や団体が、組織的にも資金的にも整備されている産業は、日本ではそう多くはないであろう。船員福祉施策が、それにたいするいろいろな評価があるとしても、こうしたすぐれた全産業的な組織と資金のうえになりたってきたという事実を、みおとしてはならない。船員余暇センターも、こうした歴史と基盤があるからこそ提唱することができ、それが実現していく見通しがあるのである。そこで、船員福祉関係者が、船員余暇問題の重要性をみとめ、船員特殊的な余暇環境づくりにふみだすことが、大いに期待されているといえる。

船員余暇白書のおわるにあたって、船員福祉関係者が、早い機会に一つのテーブルにつき、船員の長期休暇体制のもとでの余暇環境づくりについて、真しな討論がおこなわれ、具体的な提案がだされることを、強く期待したい。その際、われわれの船員余暇センター構想も、一つ

の事業として検討されることを、希望するものである。

(昭和49年度「船員福祉に関する調査」(担当者 篠原陽一、小石泰道、青木修次、服部昭、広田弥生)のうち、第1編第4章(担当者 篠原陽一)の要約である)